



厚生労働省 三重労働局発表
平成 29 年 4 月 18 日(火)

担 当	厚生労働省三重労働局職業安定部	
	職業安定課長	田中 秀治
	職業安定課長補佐	杉本 公紀
	地方労働市場情報官	上村ひろみ
	電 話	059-226-2305

報道関係者 各位

平成 29 年度「三重県雇用施策実施方針」を策定しました

三重労働局では、平成 29 年度における雇用施策の実施方針を、三重県の関係部局の意見を求め「平成 29 年度三重県雇用施策実施方針」として取りまとめました。

三重県の雇用失業情勢は、平成 29 年 2 月の有効求人倍率（季節調整値）が 1.44 倍と、10 か月連続で 1.4 倍以上の高水準で推移し、雇用情勢は改善が進んでいるものの、正社員求人倍率が 0.96 倍であるなど厳しい側面も見られるところです。

三重労働局では、現下の雇用失業情勢を踏まえた対応等、雇用対策の重点施策を定め、この方針に基づき、三重県との連携をより一層深め、地域における雇用対策に取り組んでいくこととしています。

○資料

別添 平成 29 年度三重県雇用施策実施方針

○参考

平成 19 年 8 月 4 日に雇用対策法が改正され、従前は国が全国一律的に定めていた雇用対策に関する計画である「雇用対策基本方針」を廃止し、新たに労働局長が毎年度、雇用に関する施策を講ずるにあたっての方針（「雇用施策実施方針」）を定めるとともに、策定にあたっては、都道府県知事の意見を聞いて、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策等とが密接な連携の下に、円滑かつ効果的に実施されるよう努めることとされたところです。

(雇用対策法施行規則第 13 条)